

引っ越しには これだけは知っておきたい

「標準引越運送約款のポイント」

平成二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十七号
改正 平成十五年三月三日 国土交通省告示第百七十号

(一社)兵庫県トラック協会

第一条 適用範囲

標準引越運送約款は、一般家庭の引っ越しでトラックを貸し切っておこなう引っ越しに適用されます。

標準引越運送約款が原則適用されないもの

- ・積合せの少量の引っ越し(路線事業者がロールボックス等で行う引っ越しなど)
- ・貨物軽自動車運送事業者がする引っ越し(標準貨物軽自動車引越運送約款)
- ・事務所等の移転(あらかじめ告示したとき)
移転する会社と運送事業者で移転作業に関する作業請負契約を締結します。

第三条 見積り

見積りは、運送事業者が家屋・家財などを下見確認のうえ、荷送人と作業方法などを荷送人と話し合いによりつくるものです。



運送事業者に、**住居と家財等の下見と見積り** を依頼してください。

見積書に、**引っ越し日、作業内容と方法、引っ越しに係るすべての費用と支払日・支払方法など、引っ越しに係ることはできる限り詳しく記載してもらってください。**

標準引越運送約款(提示) は詳しく説明を聞いてください。

不安なこと・判らないことは、納得するまで聞きましょう

梱包、荷造り
その他

どこまで自分 **が** するのか
どこまで、事業者にしてもらうのか **で**



事故が発生した時の補償は！

下見・見積りのない電話インターネットでの依頼は、依頼者、事業者の双方がこれくらいだろうとなり、事故・クレームの発生となりやすい

不安

見積書に記載



事業者名・許可番号・住所・電話番号・担当者名
が記載してあるか確認してください
(電話番号は、フリーダイヤルでなく担当者に
直接つながる番号を記入してもらってください)

氏名、住所 -----> 申込人・荷受人の氏名・電話番号と住所

荷物 -----> { 受取日・引渡日(家屋から荷物を搬出する日・搬入する日)
家財等の種類(品目、数量、容積、重量)
作業内容(梱包、荷造り・搬出、搬入等)

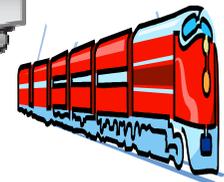


人 -----> 荷役作業員数(梱包荷造り・搬出、搬入荷役)

資材 -----> 梱包・荷作り資材、ダンボール、他



運賃 -----> 運ぶ方法(荷物の数量と運ぶ距離)



[貨物自動車 - 普通・中型・大型] [JRコンテナ - 5 吨・2 吨] 他

付帯サービス -----> エアコン脱着・ピアノ輸送・不要家財処分・その他

費用 -----> 運賃・実費費用・付帯サービスの内訳 「支払方法と支払日」

【内金・手付金はなど一切不要】 * 第3条第5項

見積書に記載 1.



荷物受取日時【家屋から荷物を事業者のトラックなどに積み込む日時です】

現住所・転居先・住居区分【一戸建・マンション等】



住居・附近(道路等)状況【搬出と搬入の作業方法】



梱包荷造り



荷送人自身で梱包

* 第四条2 及び第二十四条に該当する荷物に注意してください



事業者へ依頼 (一部・全部)

梱包、荷造の作業をする日【受取日の当日・前日など】

<家財の種類と数量により、作業に要する時間が異なってきます>

作業員数【梱包荷造り・搬出作業】

資材と数【梱包荷造り】



資材等は、くれぐれも依頼事業者が決定してからの
収受にしてください。
見積りときの収受が、あとでトラブルになることが多く
発生しています。

車両【輸送・横持ち・?】

付帯サービス有無

養生【室内・玄関フロア・通路・エレベータ・エントランス等】

見積書に記載 2.

荷物【確認】

家財品目

【家具、家電、衣類、寝具、食器、雑貨用品、その他雑貨用品、
ケース類、ダンボール等】

ダンボールケース等は品名と部屋番号表示しておくとう便利です（受取・引渡時の確認）

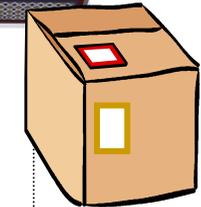
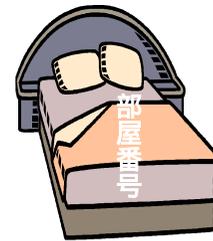
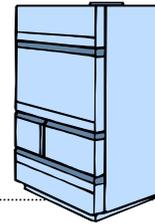
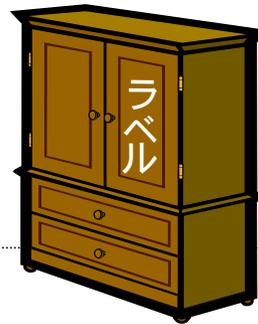
貴重品 * 第四条2及び第24条の荷物に注意してください

【貴金属、絵画、骨董品、パソコン等精密機械、その他】

その他【家屋外の家財、植木等】

付帯サービス【エアコン脱着・ピアノ輸送・その他】

付帯サービスの作業内容を詳しく記入して貰いましょう



見積書に記載 3.



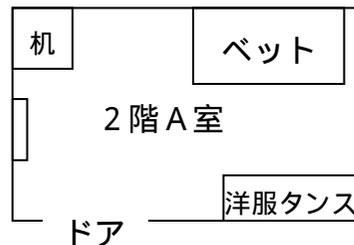
引渡日時【荷受人先(家屋等)に、荷物を入れる日時です】

家具・電化製品等の荷解き、据え付け作業

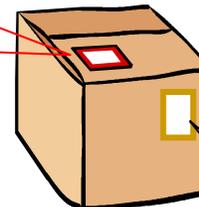


【どこまで事業者がしてくれるのか】 【どこまで事業者に頼むのか】

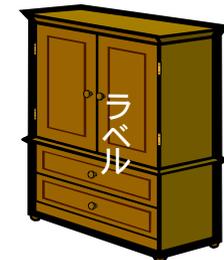
【部屋の間取り図をつくり、室内の荷解・据付する場所を表示し、責任者(事業者)に渡しておく
スムーズに作業が出来ます】



部屋番号
個数番号



品名



作業員数 【搬入、荷解】

養生 【玄関・通路・壁・柱等】

車両 【横持ち?】



遠方の時は、他の事業者に依頼
することもあります * 第五条

第四条 引受拒絶

保険の対象外となる荷物もありますので注意してください。
また、高額のものには別途の保険をかけなくてはならない場合
もあります。

引越運送の引受け、また 当該荷物の引受を拒絶 されることがあります

依頼する事業者(担当者)と打ち合わせのとき、確認してください

運送に関し、荷送人から運送事業者に特別の負担を求めたとき、引越を引受けないことも
荷送人が携帯することができる貴重品

現金 有価証券 宝石貴金属 預金通帳 キャッシュカード 印鑑等



他の荷物に損害を及ぼす恐れがあるもの

火薬類 その他危険品 不潔なもの 腐りやすいものなど



特殊な管理を要するもの

美術品

骨董品

動物



第五条 連絡運輸又は利用運送
他の事業者の自動車等を使うことがあります

第六条 荷物の受取を行う日時

事業者が、荷送人の家屋から荷物を貨物自動車に積込む日と、作業を開始する時間です
見積書に記載した受取日時

【受取日と作業開始時間を明確にしておく】 * 遅延防止 – 第26条

- 転居地(近隣) 当日(午前中)荷物を出す -----> 午後に荷物を入れる
- 当日(午後)荷物を出す -----> 翌日(午前中)荷物を入れる
- 転居地(遠方) 当日(午前・午後)荷物を出す ---> 翌日・翌々日(午前・午後)に荷物を入れる



運賃【午前から昼時間を過ぎると一日運賃となります】



移動には、余裕ある時間をもって



第七条 荷造り

* 第四条2 及び第24条に注意してください

荷送人は、荷物の性質、重さ、大きさ、運ぶ距離(時間)に適応した荷造りをする責任があります。

荷送人自身で出来ないものなどは、事業者に依頼してください。



荷送人自身が荷造りをする

費用は発生しません

事前に事業者へ報告しておかなければなりません(貴重品、高価品、壊れやすい物等)

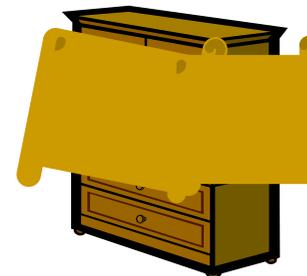


パソコンは、必ずデータをバックアップをとってください。データが消えた事故があります

事業者へ依頼

梱包、荷造り作業に必要な作業員の人件費等がかかります。

荷造方法と作業時間は、荷物数量や運送「移動」にかかる時間によって異なります
(荷物を出す当日・前日等)



第八条 荷物の種類及び性質の確認

事業者が、引受拒否できる荷物、及び、特段の注意を要する荷物です。 * 第四条2

事業者が、荷送人に貴重品、骨董品、危険品等の申告を求めると共に、立ち会いの上点検することができることです

火薬類、危険品、不潔な物、壊れやすい物、変質・腐敗しやすい物



パソコンは、必ずデータをバックアップをとってください

事前に、事業者へ報告(貴重品、高価品、壊れやすい物等)していなくて、事故(破損、汚損、滅失等)が発生したとき、補償がしてもらえない事があります * 第二十四条

第九条

荷物の引渡しを行う日

(運送事業者が、転居先の家屋に荷物を搬入する日のことです)

見積書に記載した引渡日時

【荷物の搬入する日、また作業の開始時間を決めておくことです】 * 遅延防止-第26条



第十条 荷受人が不在の場合の措置

引渡し日に、受取人不在のおそれがあるとき、代理受取人の氏名・連絡先の申告を求める

引渡日、受取人不在のとき代理受取人に引き渡すことで受取人に引き渡したものとする

第十一条 引渡しができない場合の措置

- ・受取人・代理受取人が確認できないとき
- ・受取人・代理受取人が荷物受取を怠り、拒んだときは遅滞なく荷送人に荷物の処分について相当の期間を定め、指図を求める。

2 指図に要した費用、荷送人の指図による処分に要した費用は荷送人の負担

第十二条 引渡しができない荷物の処分（前条の規程から）

指図がない場合は、荷物を営業倉庫に保管、または競売することもある
処分したときは、荷送人(荷受人)に通知する 処分費用は、荷送人負担
競売したときは、その代価全部を運賃・指図の請求及び競売に要した費用
に充当、不足は荷送人に請求、余剰あれば荷送人に交付、または供託する

第十三条 指 図

荷送人は、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図することができる

第十四条 指図に応じない場合

運送事業者は、運送上に支障があると認めたととき、指図に応じないことがある

第十五条 事故の際の措置

- ・ 事業者は、荷物の滅失を発見したとき、荷送人に通知する
- ・ 荷物の滅失・き損を発見、記載の引渡日より遅延すると判断したときは、荷送人に相当の期間を定め、荷物の処分につき指図を求める
- ・ 指図を待つ時間がない、期間内に指図がないときは、荷送人の利益のため事業者の裁量によって運行の中止、経路変更、運送方法の変更など適切な処分をする
- ・ 運送上支障が生じると認めたとときは、指図に応じないときがある。
- ・ 荷物の一部滅失・き損を発見したが、指図を求めず運行を続行し遅延なく荷送人に通知する

第十六条 危険品等の処分

- ・ 事業者は、運送途中荷物が危険品等ほかの荷物に損害を及ぼすおそれのあることを知ったときその荷物を取り卸し損害を防止するための処分をする
- ・ 処分に要した費用は、荷送人負担
- ・ 処分したときは、遅延なく荷送人に通知する

第十七条 事故証明証の発行

荷物の滅失、き損に関し、証明の請求があったときは、荷物引き渡した日から一年以内に限り、事故証明証を発行する

(滅失のときは、見積書に記載した引取日から一年以内)

第十八条 運賃と料金

事業者は、運賃及び料金その適用方法は事業者の運賃料金表により店頭に表示することになっています

運賃	距離制	実車(荷送人から荷受人までの運送) 距離が100キロを超える時に
	時間制	実車(荷送人から荷受人までの運送) 距離が100キロ以内の時に 荷物を積む場所に到着から、荷物の搬入作業が終わるまでの時間で適用します。
	4時間制	→ 印が、午前から午後にまたがらないときに適用されます。
	8時間制	→ 印が、4時間以内だが、午前から午後にまたがるときに適用されます。 印が、4時間を超えるときに適用されます。
	割増	→ 休日・深夜、早朝・冬期割増
	車両留置	
荷役作業員	→ 荷造り梱包、搬出・搬入作業をする(運転者を除く)	
その他	→ 諸材料・特殊荷役機械使用・有料道路利用・フェリー利用・一時保管付帯サービス(冷暖房機器取付取り外し等)・不要品、ゴミ等引取他	

第十九条 運賃等の收受

事業者は、内金・手付金の請求ができません。

* 第3条第5項

荷送人は、見積書に記載された支払方法により、事業者に荷物を引き渡す前に引越し費用を支払うことになっています。

但し、荷送人と事業者が、支払方法について別途取り決めたときは、この限りではありません。

費用の支払いはいつするのか、見積りの時に必ず確認し、見積書に記載しておきましょう。

発地で荷物を搬出する前に 搬出作業完了後に 着地で搬入作業完了後に

支払い方法（現金・小切手・振込・会社）

- * 荷送人の責任で、見積書記載の運賃等に変更が生じたときは、実際に要した運賃等の合計額及び変更内容について修正できることとなっています。

第二十条 事故等と運賃・料金

- ・事業者は、荷送人の指図等(第十三条、第十五条等の規定)により運行、また処分等をしたときは、その処分に要した費用を収受できることになっています。
- ・荷物の一部滅失・き損・遅延が生じたが、申込みによる運行を続行した場合、運賃等の全額を収受する。
- ・荷物の全部または相当部分の滅失(き損)が生じた場合、事故が荷送人の責任による場合に限り、運送及びサービスに要した運賃等を収受する。

第二十一条 解約手数料・延期手数料

事業者から、見積書に記載してある荷物の引き渡し日の2日前までに見積書の記載内容に変更がないか、荷送人に確認しなくてはならないことになっています。*第3条第7項の規定による



25日の引っ越しは、見積書に記載している内容でお変わりございませんか。
時間等についても、見積書の時間でよろしいですか。



解約・延期の手数料

前日は運賃の1割
当日は運賃の2割

* 運賃とは、見積書に記載してある運賃(適用方法・割増)の金額です。

・解約の原因が、荷送人の責任によるときは、解約手数料とは別に、実施し着手した
付帯サービスに要した費用(見積書に記載)を収受します

* 事業者が、確認を怠ったときは手数料の請求はできません

第二十二條 責任と拳証等

事業者は、事故が発生したとき荷物・その他の物に対し注意をしていたことを証明しない限り、損害賠償の責任を負い速やかに賠償する責任があります。

責任の所在が不明

荷物・家屋にキズ等



荷送人又は荷受人と共同作業中に事故



梱包不備で破損



お客様・事業者の相互確認と報告が不可欠です

【下見・見積りとき、梱包とき、搬出前・搬入後】

* 第四条 2 に注意

損害の発生責任がお客様にも責任がある場合は、過失相殺が認められている
(民法第418条の規定)

第二十三条 責任を負わなくてもよい免責事由

事故発生の原因が事業者にないとき、事故に対する責任が発生しないときのことを表しています。

荷物の欠陥・性質、天災、不可抗力な火災、予知できない異常な交通障害、荷送人・荷受人等の故意又は過失のとき

第二十四条 引受制限荷物の特則

第四条2に該当する荷物の事故について、事業者の賠償責任の有無を明確にしています。

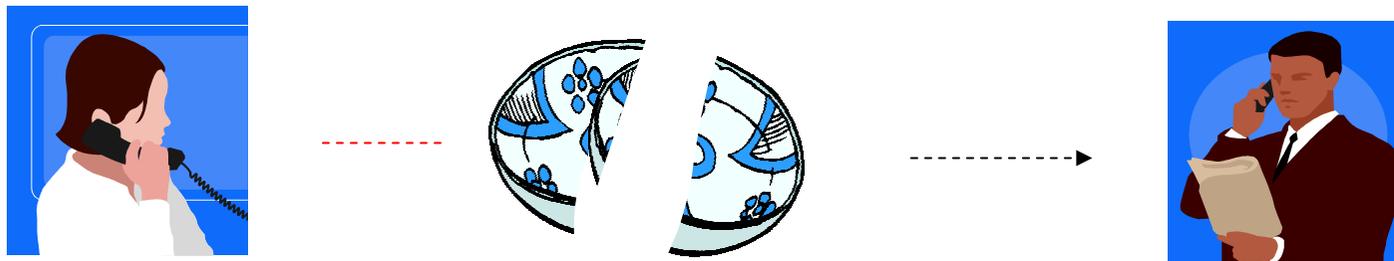
事業者は、引受拒否をすることもある特段の注意が必要な荷物(第四条第2項各号)を知って引き受けたとき、損害賠償の責任を負い速やかに賠償する

荷送人が貴重品、壊れやすいもの、変質・腐敗しやすいもの等(第四条第2項のものを除く)を申告せず、事業者が過失なくてその存在を知らなかった場合は、事業者は損害賠償の責任を負わない。

* 精神的苦痛などに対しての、賠償責任は出来ません。

第二十五条 責任の特別消滅事由

荷物のき損・または一部の滅失については、
お客さまが荷物を受け取った日から、3カ月以内に事業者へ通知しないと、
事業者の賠償責任は消滅してしまいます。



季節が来るまで点検しない品物などがあるため、早期発見が出来るものか否かが不明のため3ヶ月以内となっています。

商法・一般約款では、荷受人が荷物を収受したときにき損など事故を発見したがその場で異議を唱えないと、原則として事業者の損害賠償は消滅します。
但し、例外にき損がただちに発見出来ないものである場合に限り、2週間以内にき損があった旨を通知すればよいこととなっています。

* 事業者が、その損害を知って荷物を引き渡した場合には摘要されない

第二十六条

損害賠償の額

直接生じた損害に対する賠償となります。
(精神的なことに対する補償は対象外となります)

滅失、
き損

賠償範囲 事業者とよく話し合うことが大事です * 第四条2、第七条2、第八条に注意

- ・破損事故の場合、専門家による修理・復元が原則となります。
- ・修理・復元が不可能なときは、その物品の時価相当額で評価することになります。
(時価相当額は、一般的に購入時からの経過期間をもとに賠償額を算出されています)
- ・セットもののひとつが破損したために、セットとして使用することができないものについては、一般的にセット全体について賠償されています。

遅

受取

-----> 受取日時に荷物の受取をしなかった

引渡

-----> 引渡日時に荷物を引渡をしなかった

延

受取・引渡

----> 受取、引渡の遅延が同時に生じた



【遅延が原因となる財産上の損害については、運賃の範囲内で賠償となっています】

* 宿泊費、交通費、近隣にお詫び品等の品代金など

事業者に、受取・引渡に故意・重大な過失で遅延となったときは

【生じた損害に対する賠償は、運賃の範囲を超えて支払う責任があります】

第二十七条 請求期限の時効

滅失・き損・遅延の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から**1年を経過**したときは、**時効**により消滅する

荷物全部の滅失は、引き渡し日(見積書に記載している日)から起算します。

滅失・き損・遅延によって生じた損害について、お客様から事業者へ損害の請求をしなくて1年を過ぎてしまったときは、時効によって事業者は損害の支払いをしなくてもよいことになっています。

* 荷物を受け取った日から3ヶ月以内に、事業者へ通知(第二十五条)していたが、お客様が請求を怠って1年が経過してしまったとき。



事業者が損害を知っていた場合は、消滅時効は摘要されない

第二十八条 連絡運輸又は利用運送の際の責任

受託事業者が、他の事業者に依頼して運送した時も、責任は受託事業者にある

引っ越しを依頼した事業者が、自社の自動車でなく他社の自動車を使って荷物を運んだときも、すべての責任は依頼した事業者がしなくてはなりません。 * 第五条関係

第二十九条 荷送人・荷受人等の賠償責任

荷送人・荷受人等は、故意・過失・荷物の性質、欠陥で事業者に与えた損害については、損害賠償の責任がある

事業者の車両、施設に損害